

令和8年度伊根町奨学金貸与希望者の募集について

1 対象者（次の要件を全て満たす方を対象者とします。）

- (1) 令和8年4月、**高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学（大学院を除く。）、高等専門学校、専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）**に進学又は在学する学生であること。
- (2) 学生の保護者が伊根町で住民登録していること。
- (3) 学生及び保護者の属する世帯に町税、使用料その他の納付金の滞納がないこと。
- (4) 日本国内に居住し、学生とは生計が同一でない世帯で、独立の生計を営んでいる身元確実な連帯保証人がいること。

2 貸与の額

月額3万円、4万円、5万円、6万円、7万円のうちから選択してください。
無利子で貸与されます。

3 貸与の期間

正規の修業年限の範囲内とします。

4 貸与の申請

令和8年3月2日(月)～令和8年3月31日(火)の間に、次の書類を教育委員会学校教育係まで提出してください。ただし、失職及び災害等により世帯の家計が急変し、学校に在学していることが困難で、緊急に奨学金が必要になったと認められる場合は、その都度受け付けします。

奨学金貸与申請書は、伊根町教育委員会事務局、伊根町役場窓口でお渡しします。また、伊根町ホームページからダウンロードすることもできます。

なお、奨学金貸与申請書の同意書欄に署名、押印された場合、伊根町に住民登録されている方は、添付書類(※印の書類)を省略することができます。

- (1) 奨学金貸与申請書
- (2) 進学又は在学の事実を証明する書類(入学前に申請される場合、合格通知書の写しなどを提出してください。入学後に在学証明書又は学生証の写しを提出していただきます。)
- (3) 連帯保証人(保護者)及び連帯保証人の印鑑登録証明書(保証人および連帯保証人の方は、必ず実印での押印をお願いします。)
- (4) ※奨学金を受けようとする学生の世帯全部及び連帯保証人の住民票の写し
- (5) ※連帯保証人(保護者)及び連帯保証人の納税証明書など、滞納がないことを証明する書類
- (6) ※連帯保証人(保護者)及び連帯保証人の身分証明書(成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類)

5 貸与の決定

伊根町奨学金貸与審査委員会の審査を経て決定します。

6 貸与の時期

令和8年5月、7月、10月及び令和9年1月に、その月を含む3箇月分を学生名義の口座に振り込みます。

7 貸与の償還

正規の修業年限が経過した翌月から15年を超えない範囲内で、月賦、半年賦又は年賦の方法により返還しなければなりません。

8 お問合せ

伊根町教育委員会学校教育係(電話 0772-32-0718)